

みんなで子育て No.1

家庭教育学級を企画・運営する皆様へ！

今年度、「家庭教育学級」を担当することになった役員の皆様、はじめまして！ 皆様のお手伝いをいたします環境生活政策課の辻と申します。どうぞよろしくお願いたします。

多くの役員の方は初めてのことで、何をしたらよいのか分からず、少なからず不安に思っているのではないのでしょうか。役員になられたことをどうかチャンスだと考えてください。子育てをしていると、「これはどうしたらよいのだろうか？」「〇〇について知りたい！」等と日頃思われることが1つや2つはあるのではないのでしょうか。そこで、この機会に「知りたいこと」「やってみたいこと」などを行ってみればよいのです。

そうはいっても、「誰に講師をお願いすれば…」「いつ、どこで行えば…」と次々と課題が出てきますが、そんなときは過去のデータを参考にしてみましょう。岐阜県のHPには、過去の実践例が沢山掲載してあります。また、引き継ぎ資料の中には、家庭教育学級運営マニュアルや家庭教育プログラムと書かれた冊子があるはず。これらを参考にいただければ、1から考えたりつくったりしなくても実施が可能です。

岐阜県の家庭教育

岐阜県HP この頁のQRコード



- [岐阜県家庭教育支援条例](#)
- [みんなで家庭教育！](#)
- [家庭教育学級](#)
- [家庭教育プログラム](#)
- [家庭教育動画教材](#)
- [家庭教育支援推進事業（家庭教育支援員）](#)
- [企業内家庭教育研修](#)
- [家庭教育支援メールマガジン](#)
- [早寝早起き朝ごはん運動](#)

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動に関わる資料や「家庭教育を実践する日（家庭の日）ニュースレター」のバックナンバーを掲載しています。

県内で行われた代表実践例が、年度別に18例ずつ掲載してあります。また、家庭教育マニュアル・プログラム（下に紹介してある冊子）の電子データが掲載してあります。

17のテーマで作成したYou Tubeチャンネル「動画資料」18種のURLが貼り付けてあります。

各地区の家庭教育

「地区名」をクリックすると、各地区の専門職が発行している「応援通信」を見ることができます。

- [岐阜地区](#)
- [西濃地区（西濃県事務所）](#)
- [中濃地区（中濃県事務所）](#)
- [可茂地区（可茂県事務所）](#)
- [東濃地区（恵那県事務所）](#)
- [飛騨地区（飛騨県事務所）](#)

家庭教育学級応援通信「みんなで子育て」のバックナンバーを年度別に掲載してあります。家庭教育学級として行っていただきたいテーマや活用可能な県のような取組についても紹介しています。

各県事務所の頁に移動しますので、画面をスクロールし、「家庭教育」や「家庭教育情報」「応援通信」をクリックしてみてください。

運営マニュアル



マニュアルとプログラムは、学校・園用と学級長用の各2冊が配付されています。

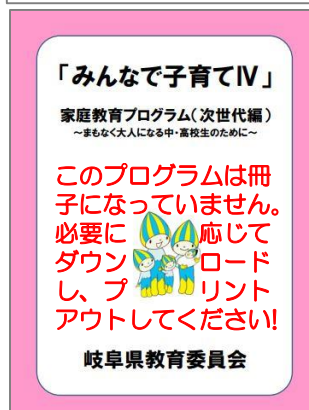
プログラム乳幼児期編



プログラム小・中学校編



プログラム中学・高校編



「みんなで子育てIV」

家庭教育プログラム（次世代編）
～まもなく大人になる中・高校生のために～

このプログラムは冊子になっていません。必要に応じてダウンロードし、プリントアウトしてください！

岐阜県教育委員会

「家庭教育学級」を始めるに当たって！

家庭教育学級の歴史

今から60年近く前、時の文部省が家庭教育学級開設奨励策として、家庭教育学級開設に伴う経費の一部を補助する支援を始めました。岐阜県においてはこれを受け、同年より家庭教育学級の開設が進められました。このように始まった家庭教育学級の取組が、時の流れとともに少しずつ形を変えながら、現在に引き継がれています。

家庭教育学級の目的

保護者が、子どもを育てる上で大切なことやその年齢における子どもの特性等を知り、子どもが心身ともに健やかに成長できるような子育てができるようにする。

「子育て」や「しつけ」について学んだり悩みを話し合ったりする場。家庭教育の在り方を学び、自らを振り返る場を保護者自身が計画し実施する。

家庭教育学級 5つの型

家庭教育学級の学習形態として大きく5つの型（学校行事参加型・体験活動参加型・講演会型・子育てサロン型・在宅取組型）に分類することができます。それぞれの方法や特徴、メリット、取組のポイントを参考にして計画を立ててください。いくつかの型を組み合わせ行うなどの工夫をし、充実した学級となるよう努めましょう。

家庭教育学級応援通信

月に1回程度、地区の家庭教育推進専門職が発行している通信です。地区内で行われる家庭教育学級を訪問し取材させていただきまとめたものを、家庭教育学級に関わっている教育委員会、小中学校・幼稚園・認定こども園等の管理職、PTA会長または保護者会会長、家庭教育学級長ならびに関係役員に配付しています。参考にしていただければ幸いです。

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

家庭内のコミュニケーションを深め、子どもの自己肯定感を育むために、岐阜県では「話そう！語ろう！わが家の約束」運動が、全ての子育て家庭で取り込まれるよう推進しています。

本運動のリーフレットを県内の全ての小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園に配付しています。

アレンジした運動も含め、実施率100%をめざしていますので、計画の1つとして必ず入れてください。

家庭の日(毎月第三日曜日)

「家庭の日」運動は、昭和30年に鹿児島県の小さな町で生まれました。家族の絆が薄れつつあることから「家庭を大切に」という願いもと始められました。岐阜県では、昭和42年に「岐阜県家庭の日を定める条例」を設置し、毎月第三日曜日を「家庭の日」と決めました。現在は「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育を実践する日になっています。

岐阜県家庭教育支援条例

平成26年12月、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成することで、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現をめざして「岐阜県家庭教育支援条例」が公布・施行されました。

早く家庭に帰る日

岐阜県では「8」のつく日、8日、18日、28日を「早く家庭に帰る日」としており、現在は「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき、家庭の日と同様、家庭教育を実践する日になっています。

こども基本法

日本ではじめてつくられた「こどもの権利」を保障する総合的な法律で、令和5年4月1日に施行となります。子どもの権利条約批准から30年。家庭教育の在り方を再確認すべき大切な法律です。

「早寝早起き朝ごはん！」

子どもの生活習慣づくりについて、社会全体の問題として子どもたちの生活リズムの向上を図っていくため、平成18年4月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、文部科学省と同協議会が連携して、「早寝早起き朝ごはん」を合言葉に推進している国民運動です。

「子どもの権利条約(児童の権利条約)」

1989年に国連総会で採択され、日本も1994年に批准しました。

子どもの権利条約に定められた重要な権利としては、

- ①「安全安心に成長する権利」(生命、生存及び発達に対する権利)
- ②「子どもにとってもっとも良いことを国や大人に考えてもらう権利」(子どもの最善の利益)
- ③「意見を伝え参画する権利」(子どもの意見の尊重)
- ④「差別されない権利」(差別の禁止) の4つがあげられます。

これらの権利は、家庭で子育てをする上で重要となるポイントになります。「遊ぶ権利」「休む権利」「教育を受ける権利」「子どもの権利について知る権利」なども条約に位置づけられています。

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動



実践カードQR

家庭内のコミュニケーションを深め、子どもの自己肯定感を育むために、家庭で取り組む「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を岐阜県では推進しています。

親子で話し合っただけ約束をつくり、家族みんなでその約束を意識して過ごしたり、声を掛け合ったりしながら、お互いの良さや努力を認め合い、家族の絆を深めましょう。

家庭教育学級の在宅型の取組として年に最低1回、可能であれば複数回位置付けていただき、実践していただければ幸いです。県のHPに実践カードの電子データを貼り付けてありますので、必要に応じてダウンロードしてお使いください。

話そう！ 語ろう！

わが家の約束運動

家庭の豊かなコミュニケーションを生み出す運動です。

運動の取組方法

- 1 家族で話し合っただけ「わが家の約束」をつくります。
- 2 取組を実践カードに記録します。
- 3 実践中や実践後に家族で互いの思いを伝え合います。
- 4 次の約束を話し合います。

どんな約束をつくらばいいの？

例えば・・・

- ❖ 家族のあいさつを増やそう。
- ❖ 家族のために一緒に食事の準備をしよう。
- ❖ 感謝の気持ちを伝えよう。
- ❖ 1日5分以上は家族で話をしよう。

※ 子どもだけでなく、家族みんなの約束になるように工夫をしてみましょう。互いに大切にしてほしいことを伝え合い、約束にするのもいいですね。
(例：「お母さん・お父さん・子ども」は、○○するよ。」「家族みんなで○○しよう。」)

令和4年度 羽島市立竹鼻小学校の取組

話そう！語ろう！わが家の約束 実践カード

このカードを使って実践してみましょう！

家庭教育を実践する日は毎月第3日曜日と「8」のつく日です。

わが家の約束をつくりましょう。

わが家の約束宣言

毎日歯みがきをせたいです。

月日	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
曜日	水	木	金	土	日	月	火
約束を守りましたか	○	○	○	○	○	○	○

子どもから 家族へのメッセージ

〇取り組んだ感想や家族への思いを書きましょう。

みんなしっかりと歯みがきをしたし、自分もしっかりできたから、たせいでできてうれしい。

家族から 子どもへのメッセージ

〇子どもへの励ましの言葉等をお願いします。

意識することで、いつも「しっかりと」「ていねいに」取り組むことができました。無理なく楽しく実践がポイントですね。

※ 学校で楽しかったことやがんばったことも家族に話しましょう。

話そう！語ろう！わが家の約束 実践カード

このカードを使って実践してみましょう！

家庭教育を実践する日は毎月第3日曜日と「8」のつく日です。

わが家の約束をつくりましょう。

わが家の約束宣言

家で楽しくいえるときはコミュニケーションを大切におたね話しながたべる。

月日	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8
曜日	月	火	水	木	金	土	日
約束を守りましたか	○	○	○	○	○	○	○

子どもから 家族へのメッセージ

〇取り組んだ感想や家族への思いを書きましょう。

とり組んだついでに、おたねでたいいんばあまがうけた。楽しいかんこたのなつあけ。

家族から 子どもへのメッセージ

〇子どもへの励ましの言葉等をお願いします。

毎日楽しく夜ごはんが食べて嬉い。このからも色々な話聞かせた。たくさん話してくれてありがとう。 母

※ 学校で楽しかったことやがんばったことも家族に話しましょう。

羽島市立竹鼻小学校では、県が作成している本運動のリーフレットを全校児童に配付すると共に、保護者の皆様に、学校メールを使い、目的や約束の作り方などを連絡、確認して、本運動を実施されました。

また、毎月県が発出している「家庭教育を実践する日(家庭の日)ニュースター」(右)についても、同メールにて保護者のもとに届けてくださり、県の取組の周知に努めていただいています。

保護者の皆様

2月の「家庭の日」は、2月9日です！

8日、18日、28日は「家庭教育実践する日」です。

「家庭教育を実践する日」を「ご存じですか？」
これは「岐阜県家庭教育実践条例」に基づき「家庭の日(毎月第3日曜日)」と「単・家庭実践する日(8のつく日)」を合わせた「家庭教育実践する日」としています。

家族で防災会議
～あなたは今、命を守る行動ができます～

命の危険を自分で防ぐには、早めの準備が重要だからいかなる時でも、準備しておく必要があります。どこが危険なのか、家などでどこに避難したらいいのか、避難時に取るべき行動があるのかを確認し、自然の災害に備えましょう。

地域で指定される自然災害を調べよう。
自治体のリーフレットマップでどんな危険があるのか調べてみよう。
<https://disaster.pref.gifu.jp/>

あなたは、家族といっしょにどこへ避難しますか？

防災避難、自身も、家族、避難、一人の命、かみからどきどき危険な状況です。避難訓練のリーフレットを印刷して読んでみましょう。どこに避難するのか、避難時に取るべき行動があるのかを確認し、自然の災害に備えましょう。

避難するときに何を持っていくべきか。

避難用品、非常食、現金や守るもの、マスク、手袋、懐中電灯、お薬箱、生活必需品、トイレ、風呂、ウェットティッシュ、ライター等、家族それぞれが準備するものを持っていくのを確認しましょう。

家庭でガイドブックを閲覧しよう
「岐阜県 防災ガイドブック」を閲覧しよう

この機会に、家族の大勢や家族のあり方について、見つめてみてほしい。

〇家庭教育実践する日に参加する。詳細は、
環境生活政策課生活学芸課(058-272-8752)まで



環境生活政策課では、毎年上のようなリーフレットを作成し、現在、子育て中のご家庭、またこれから子育てを始めるご家庭に配付しています。

令和4年度「家庭教育学級」ならびに 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動への取組状況報告

家庭教育学級実施率 **97.8%**

**わが家の約束運動実施率
(準ずる取組を含む)** **82.1%**

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けた1年となり、計画を変更せざるを得なかった学級もありましたが、開催方法を工夫するなどして、実施の方向でご尽力くださったことが、調査結果より確認することができました。中には、10回を超える学級を開催された園・校も5つほどあり、本取組を本当に大切にしてくださっていることを改めて感じることができました。

わが家の約束運動については、家庭での親子の会話や関わりを増やすきっかけづくりの取組です。各園・校でアレンジして実施していただく形でも結構ですので、4年度未実施の園・校においては、計画に位置付けていただくようお願いいたします。

学習形態については、コロナ禍であることを考慮し、在宅型での開催をお願いしていたこともあり、園・校ともに開催された学級の50%を超えています。在宅型は、家庭やお仕事の都合で参集型のものに参加できない保護者の方にも、家庭で取り組んでいただける形であるため、5年度も積極的に活用していただけると考えます。しかし、家庭教育学級のねらいの1つである保護者同士の繋がりを広げるという面では、そのねらいを達成することが難しいため、行事参加型・体験活動参加型・講演会型の参集型のものも計画の中に入れていただき、その折に、小グループで子育てについて他の親さんと交流できる場「子育てサロン型」を組み合わせることを推奨いたします。

学習内容については、わが家の約束運動を計画の中に入れていただいていることもあり、家族の大切さや基本的な生活習慣の値が大きくなっています。また、「何事も親子一緒に」の生活から、親は見守り、サポートする段階に入る学校生活時には、自立心を育てるための内容が入れられ、その割合が高くなっているものと考えられます。自学級の過去の実践を参考に、継続して取組まれているものを大切にされつつ、今までに行われていないものにも挑戦されてはいかがでしょうか。

現代社会で課題となっているテーマについては、それぞれ半分ほどの園・校が実施されています。研修テーマについてお悩みの時は、これらを組み入れてみてください。

また、今年度より「子ども基本法」が施行されましたので、これを機に、「子どもの人権」について学ばれるのもよいのではないのでしょうか。ご一考ください。

学習形態の割合(%)		幼稚園 保育園 認定こども園	小学校	中学校
A	行事参加型	22.8	12.9	15.2
B	体験活動参加型	24.3	18.8	18.1
C	講演会型	19.1	24.2	30.4
D	子育てサロン型	10.3	7.2	8.7
E i	在宅取組型 約束	23.5	28.4	23.9
E ii	在宅取組型 以外	28.7	28.4	27.5
実施回数		136	388	138

学習内容の割合(%)		幼稚園 保育園 認定こども園	小学校	中学校
1	基本的な生活習慣	40.4	44.8	39.9
2	自立心	29.4	37.1	40.6
3	自制心	14.7	21.6	23.2
4	善悪の判断	13.2	14.4	17.4
5	挨拶および礼儀	27.9	17.3	22.5
6	思いやり	27.9	26.8	23.9
7	命の大切さ	29.4	28.6	29.0
8	家族の大切さ	47.8	46.4	41.3
9	社会のルール	25.7	21.4	29.7
10	その他	39.7	24.0	16.7

テーマの実施割合(%)		幼稚園 保育園 認定こども園	小学校	中学校
ア	基本的な生活習慣	67.9	81.0	61.7
イ	食育	53.6	51.4	40.4
ウ	人権、いじめ	...	53.3	34.0
エ	スマホ・SNS 情報モラル	14.3	47.6	44.7
施設数(園・校)		28	105	47

まずは「家庭教育学級の計画づくり」です！

家庭教育学級開催にあたり、各市町担当課主催で説明会が行われたり、実施要項等の配布がなされたりします。そこで、年間計画と予算案の作成と提出が求められます。

教育基本法第10条第2項には「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と定められています。「家庭教育学級」はその施策の1つです。そのため、各市町では実施のために必要な予算（予算額は各市町により異なる）が組まれていますので、予算内で計画することになります。

一番費用がかかるのが、講演会等の講師謝礼になると思われます。各市町の行政職や、県職員の派遣講師については無料となりますので、上手く活用されることをお勧めします。（4年度応援通信に無料講師について紹介していますので参考にしてください。）

次に、講師と直接、開催日時や演題などを交渉しなければなりません。園・学校の担当者（主に教頭先生）とも連携を取りながら、早めに連絡をとり決定するようにしましょう。決定後は、正式に依頼文を発送することで、記録を残すようにします。

行事参加型で行う場合は、園や学校との調整が必要となりますので、これも早めに園や学校と打ち合わせを行い、日時をまずは決定させましょう。

土曜日や日曜日など学校の休日に行う場合は、学校以外の公民館やコミュニティーセンターで開催する方法もあります。この場合は、市町の行政担当者に場所の確保等について相談してください。

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の実践カードを含むリーフレットの送付については、4年度と同様、幼保と小学校は7月上旬、中学校は12月上旬を予定していますので、ご承知おきください。

リーダー研修会を参集型で行っていた時は、会場に計画表を持参していただき提出していただいております。提出された計画表をもとに、専門職が取材先や内容を決め、訪問取材していましたが、今年度のリーダー研修会もWEB開催となりますので、各市町に提出された計画表の写しを各市町担当者より提供していただきますので、その旨ご了承ください。計画表については、可能な限り、開催期日を記入していただきますようお願いいたします。

また、新しい試みに挑戦したい、是非他の学級の役員様たちにも紹介したいという取組等がございましたら、専門職（辻）までご連絡ください。取材に伺います！

令和5年度 岐阜地区家庭教育学級リーダー研修会

幼稚園・保育園等の部	令和5年5月11日（木）10：00～11：50
小学校の部	令和5年5月12日（金）10：00～11：50
中学校の部	令和5年5月19日（金）14：00～15：50

※ 当日の研修を受講する前に、県の方針等についての動画をオンデマンドにて視聴しておいてください！

URL: https://youtu.be/e9R6dh_hz9M



研修会の詳細は、3月に中旬に各施設に市町教育委員会経由で配信しましたリーダー研修会要項等にてご確認ください！

環境生活政策課 家庭教育推進専門職 宛

家庭教育学級の情報提供について

教育機関名等	
報告者名	
役職名	
連絡先 電話番号	
連絡先 メールアドレス	
家庭教育学級開催日	年 月 日 曜日
時間帯	: ~ :
研修テーマ(内容)	
特記事項 取材のポイント	
送信先	
fax番号	(058)278-2605
メールアドレス	tsuji-haruhiko@pref.gifu.lg.jp